

鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、心のバリアを取り払うとともに希望と勇気をもって社会参加する意欲を喚起すること、併せてノーマライゼーションの理念の浸透を図ることを目的として開催される鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会（以下「大会」という。）に対し、補助金を交付し、もって障がい者福祉の増進に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、大会を主催する鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会実行委員会とする。

(本補助金の算定等)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の大会運営に要する経費とする。ただし、国又は地方公共団体からの本補助金以外の補助金を充てる経費は除く。

- 2 本補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）以内で算定し、200,000円を限度額として、予算の範囲内で交付する。
- 3 本補助金の交付の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年8月30日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
(1) 本補助金の増額
(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(補助金の交付)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金の交付は、概算払により交付できるものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書及び収支決算書とし、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年8月13日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月5日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。